

茅ヶ崎市白浜海岸分譲地 住民協定

2 /

7. 協定内容：私たちの居住する住宅地は、茅ヶ崎市の都市マスタープラン（案）に基づく「風格ある低層住宅の街なみ形成」に該当する、海岸に隣接し湘南を代表する住居専用地域と考えます。

このより良い住宅環境を守り、また向上させる為に下記の内容について住民協定を締結致します。

【内 容】

- 1) 現在の土地の高さ水準より盛り土をしない。
- 2) 狭小宅地（100㎡以下）の宅地造成を行わない。
- 3) 協定地域内にアパート・マンション・寮などの共同住宅の建設は行わない。
- 4) 自動販売機の設置を行わない。

8. 協定内容の注釈

茅ヶ崎市の都市マスタープラン（案）には、地域住民の参加を得て現在の住環境の保全と向上に努め、風格ある街なみ形成を図るとあります。

私達の居住する住宅地はゴルフ場をはさんで海岸に隣接する素晴らしい住環境にあり、茅ヶ崎市白浜海岸分譲地の住民の住環境への保全に対する意識も高いものであります。

ここで私達は、茅ヶ崎市の都市マスタープラン（案）を推進し、茅ヶ崎市全体でより住宅環境が保全・向上される事を望み、『住民協定』を締結し茅ヶ崎市役所へ提出致します。

尚、協定内容に不備不明の点は協定内容の変更もしくは注釈によって補うものと致します。

- 1) アパート・マンション・寮などの共同住宅の範囲には、同一家族に於ける2世帯住宅等を含まないものとする。

9. 協定書の作成・効力の発効及び処置

- 1) 『住民協定書』は2部作成し、その1部を茅ヶ崎市へ提出する。
- 2) 協定者の全員へ、『住民協定書』の写しを配布し保管する。
- 3) 『住民協定』の効力の発効は、協定者の全員の捺印が完了した時点とする。

10. 協定の有効期間と見直し

有効期間は、協定締結後10年とする。

但し有効期間内にその内容確認を行い、協定者の合意を得てこの協定の存続を決定した時は、下記の要領で再協定する。

- 1) 協定代表者は速やかに会合を開催し、作業を進行させる。
- 2) 内容の見直しを行い、不備な点は改定する。
- 3) 新たに協定員の支持を受けて捺印までに行い、再度『住民協定書』を改定の形で作成し、新規に協定を締結した場合と同じく、『住民協定書』は2部作成しその1部を茅ヶ崎市へ提出、また協定者の全員へ、『住民協定書』の写しを配布し保管する。
- 4) また内容的に改定の必要がない場合も、上記の要領で再度『住民協定書』を再協定する。

11. 住民協定代表者の変更

基本的に、住民協定代表者の任期は協定の有効期間と同じ10年とする。

但し、協定者の合意の基に変更する場合と転居等の理由による変更はこの限りではない。住民協定代表者の変更は協定代表者の会合、または協定者全員の会合によって決定するものとする。

12. 住民協定者の移動に対する処置

- 1) 協定の締結に参加した住民協定者が転居する場合は、必然的に本協定から除外されるものとする。
また、転居する場合等で同宅地を売却または譲与する事が決定した時点で住民協定者は協定代表者に必ず連絡する事とする。
- 2) また転居する場合等で同宅地を売却または譲与する時は、その売却先に対し転居する住民協定者が『住民協定が締結されている地域である事』を伝える責任がある。
- 3) 逆に本協定内の住宅地へ新しい住民の方が転居してくる場合は、『住民協定』に賛同頂き、協定に加入してもらう様に努力する。
尚、その作業は住民協定代表者が先頭に立って行なう。

以上